

事 務 連 絡
令和6年3月29日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン～衛生分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針～」の改正について

令和3年に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）が改正され、事業者による合理的配慮の提供の義務化及び障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化をすることとされ、合理的配慮の提供の義務化については令和6年4月1日から施行されます。また、法を踏まえて、障害を理由とする差別の解消に向けた基本的な考え方を示す、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）が策定されております。

法第11条第1項において、主務大臣は基本方針に即して事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとされており、従前より、生活衛生関係事業者に向けた対応指針として、「障害者差別解消法衛生事業者向けガイドライン」を定めており、今般の合理的配慮の提供の義務化等の施行に向けて、別添のとおりガイドラインの改正を行いましたので、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。